

# 事業系一般廃棄物の 適正処理 ガイドブック

- ・ごみ処理の法的な位置付け
- ・事業系廃棄物の区分
- ・産業廃棄物とは
- ・事業系一般廃棄物とは
- ・ごみ処理の流れ（フロー図）
- ・処理にあたっての注意点
- ・持込みでの処理方法
- ・家電品などの扱いについて
- ・食品廃棄物等の発生抑制の目標値

令和3年度

塩尻市 市民生活事業部

生活環境課 (0263-52-0679)



# ごみ処理の法的な位置付け

事業者は、事業活動に伴って生じた廃棄物（ごみ）を自己の責任で処理するとともに、廃棄物の発生を抑制し再生資源の利用を促進する等、廃棄物の減量に努めることが義務付けられています。

## 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (事業者の責務)

### 第三条

- 1 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。
- 2 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。
- 3 事業者は、前二項に定めるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

事業によって発生する廃棄物には、自ら処理しなければならない**産業廃棄物**と、自治体の定める方法に従って処理する**事業系一般廃棄物**があります。

事業系一般廃棄物は、家庭から排出されたごみと同じ工程で処理されています。松本クリーンセンターで焼却され、塩尻市が所管している最終処分場に埋め立てられます。

そのため、事業系一般廃棄物が増えると、比例して処理にかかる費用が増えることとなり、市民が負わなければならない負担が大きくなります。

可能な限り、資源化が可能なものを分別していただくとともに、産業廃棄物が混入しないようお願いします。

また、一般廃棄物を多量排出する事業者に対しては、廃棄物処理法第6条に基づき、「多量排出事業者」として、市から「ごみ減量行動計画書」の届出を要請することがあります。

# 事業系廃棄物の区分

事業活動に伴って生じた全てのごみが対象です。  
営利を目的とする業種だけでなく病院、学校、官公庁等の公共サービスを担う業種についても例外なく対象となります。(個人事業主を含む)

## 事業系一般廃棄物（事業系ごみ）

事業活動に伴って生じた廃棄物で、産業廃棄物以外のもの  
例：汚れた紙、食べ残し、布類等

## 産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物で、廃棄物処理法で定められた 20 種類の品目に該当するもの




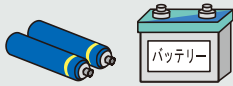
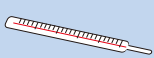



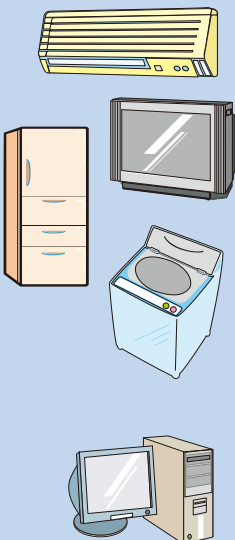
## 資源物・専ら物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、再生利用が可能な、空き瓶・ペットボトルのような資源物や、紙類・金属（空き缶）などの専ら物

# 産業廃棄物とは

産業廃棄物は、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、法律で定められた次の20種類をいいます。

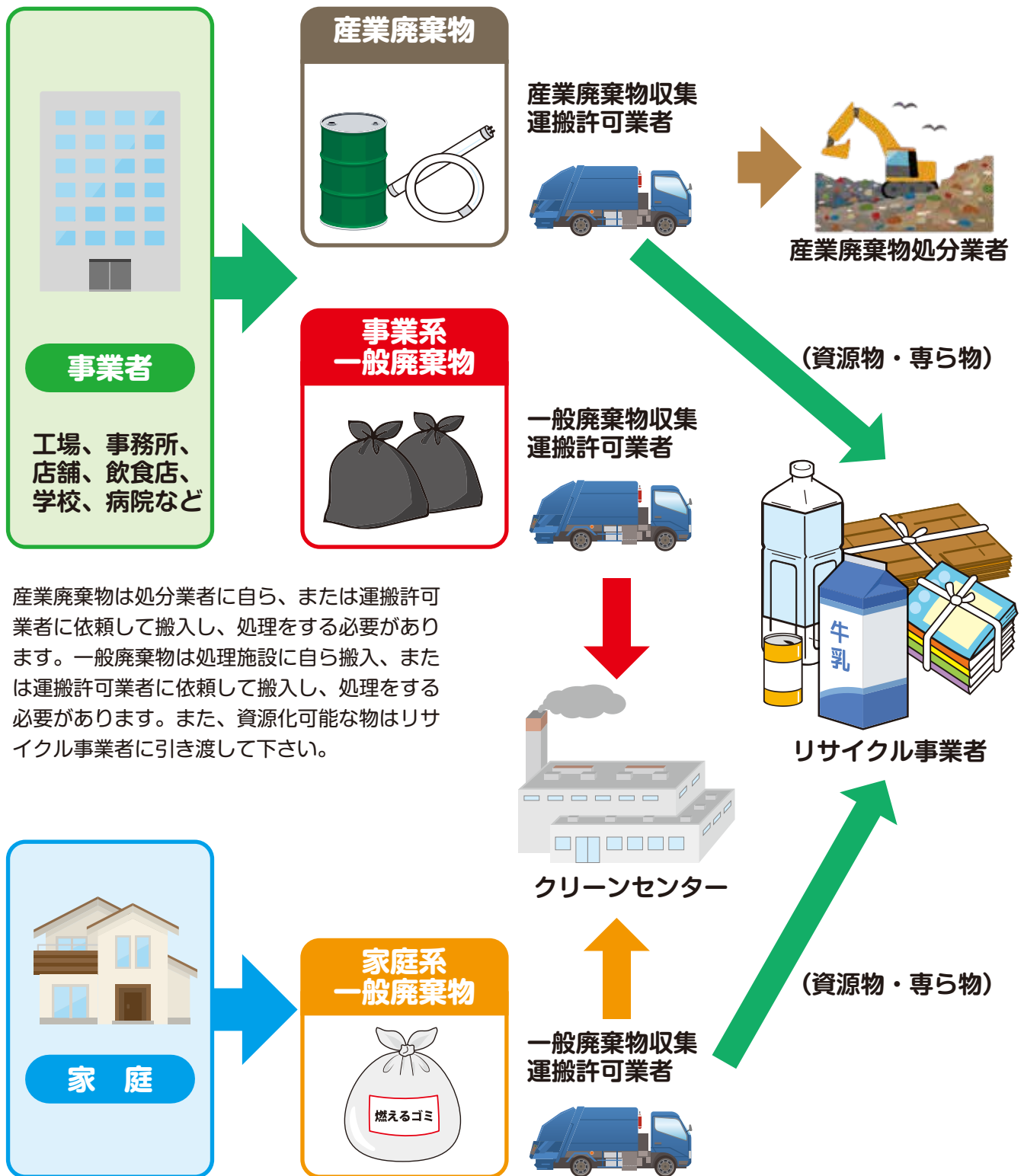
分類	種類	内容
あらゆる事業活動に伴うもの	① 燃え殻	石炭がら、焼却炉の残灰、炉清掃排出物、その他焼却残さ
	② 汚泥	排水処理後および各種製造業生産工程で排出された泥状のもの、活性汚泥法による余剰汚泥、ビルピット汚泥、カーバイトかす、ベントナイト汚泥、洗車場汚泥、建設汚泥等
	③ 廃油	鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、切削油、溶剤、タールピッチ等
	④ 廃酸	写真定着廃液、廃硫酸、廃塩酸、各種の有機廃酸類等すべての酸性廃液
	⑤ 廃アルカリ	写真現像廃液、廃ソーダ液、金属せっけん廃液等すべてのアルカリ性廃液
	⑥ 廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず（廃タイヤを含む）等固形状・液状のすべての合成高分子系化合物
	⑦ ゴムくず	生ゴム、天然ゴムくず
	⑧ 金属くず	鉄鋼または非鉄金属の破片、研磨くず、切削くず等
	⑨ ガラスくず、陶磁器くずおよびコンクリートくず	ガラス類（板ガラス等）、製品の製造過程等で生ずるコンクリートくず、インターロッキングブロックくず、レンガくず、廃石膏ボード、セメントくず、スレートくず、陶磁器くず等
	⑩ 鉱さい	鑄物廃砂、電炉等溶解炉かす、ボタ、不良石灰、粉炭かす等
	⑪ がれき類	工作物の新築、改築または除去により生じたコンクリート破片、アスファルト破片その他これらに類する不要物
	⑫ ばいじん	大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設、ダイオキシン類対策特別措置法に定める特定施設または産業廃棄物焼却施設において発生するばいじんであって集じん施設によって集められたもの
特定の事業活動に伴うもの	⑬ 紙くず	建設業に係るもの（工作物の新築、改築または除去により生じたもの）、パルプ製造業、製紙業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業から生ずる紙くず
	⑭ 木くず	建設業に係るもの（範囲は紙くずと同じ）、木材・木製品製造業（家具の製造業を含む）、パルプ製造業、輸入木材の卸売業および物品賃貸業から生ずる木材片、おがくず、バーク類等、貨物の流通のために使用したパレット等
	⑮ 繊維くず	建設業に係るもの（範囲は紙くずと同じ）、衣服その他繊維製品製造業以外の繊維工業から生ずる木綿くず、羊毛くず等の天然繊維くず
	⑯ 動植物性残さ	食料品、医薬品、香料製造業から生ずるあめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす、魚および獣のあら等の固形状の不要物
	⑰ 動物系固形不要物	と畜場において処分した獣畜、食鳥処理場において処理した食鳥に係る固形状の不要物
	⑱ 動物のふん尿	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとり等のふん尿
	⑲ 動物の死体	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとり等の死体
	⑳	以上の産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記の産業廃棄物に該当しないもの（例えばコンクリート固型化物）

区分	具体例	処理方法
プラスチック類 	弁当・カップ麺の容器、ラップ類、トレー、ビニール袋、発砲スチロール等	産業廃棄物処理業者に委託してください。
金属類 	金具、工具、ロッカー、スプレー缶等、金属製のもの	
ガラス・陶磁器類 	食器、窓ガラス等	
電池類 	乾電池、充電池 バッテリー等	
水銀使用製品 	蛍光灯、水銀体温計、ボタン電池等	特別管理産業廃棄物を取扱える業者に委託してください。
缶 	飲料用、油類の缶	産業廃棄物処理業者又は資源物回収業者に委託してください。
びん 	飲料用のびんなど	
ペットボトル 	飲料用のペットボトル	
混合物 	家電リサイクル対象製品 (テレビ・エアコン・冷蔵〔凍〕庫・洗濯機、衣類乾燥機)	産業廃棄物処理業者又は販売店、メーカーにお問い合わせください。
	その他家電製品、PC 等	産業廃棄物処理業者に委託してください。

区分	具体例	処理方法
<b>厨芥類</b> 	<b>調理くず、売れ残った食品 食べ残し等</b>	<b>許可業者への委託又は自己搬入</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・食品製造業などの業種から発生する厨芥類は産業廃棄物（動植物性残さ）です。</li> <li>・食品関連事業者は、食品リサイクル法に基づき減量・リサイクルに取り組む必要があります。</li> <li>・生ごみの水切り、コンポスター・処理機の活用に努めましょう。</li> </ul>		
<b>紙くず</b> 	<b>汚れのついた紙 リサイクルできない紙</b>	<b>許可業者への委託又は自己搬入</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・建設業、紙、紙加工品製造業、印刷出版業などの業種から発生する紙くずは産業廃棄物です。</li> </ul>		
<b>木くず</b> 	<b>木製品 剪定枝等</b>	<b>許可業者への委託又は自己搬入 (剪定枝は資源化業者に委託してください)</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・建設業、木材製造業、木製品製造業などの業種から発生する木くずは産業廃棄物です。</li> <li>・事業系の剪定枝はクリーンセンターでの受け入れを認めていません。資源化業者に依頼して処理してください。</li> </ul>		
<b>リサイクル可能な紙類</b> 	<b>新聞、ダンボール、雑紙（雑誌、OA用紙、機密書類、メモ用紙、郵便物、封筒、紙袋、ボール紙、空き箱、パンフレット、カタログ）</b>	<b>許可業者への委託又は自己搬入</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・資源物回収業者・許可業者に委託してください。可燃物として扱わないため、塩尻クリーンセンターへの搬入は行えません。</li> <li>・建設業、印刷出版業などから発生する紙くずは産業廃棄物です。</li> <li>・リサイクル可能な紙類の取扱いについては委託業者に確認してください。</li> </ul>		
<b>古布</b> 	<b>布類 衣類</b>	<b>許可業者への委託又は自己搬入</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・化学繊維製品は産業廃棄物です。</li> <li>・建設業、繊維工業などの業者が排出した古布は、産業廃棄物です。</li> </ul>		

事業系一般廃棄物とは一事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、産業廃棄物に該当しない物をいいます。

# ごみ処理の流れ（フロー図）



産業廃棄物は処分業者に自ら、または運搬許可業者に依頼して搬入し、処理をする必要があります。一般廃棄物は処理施設に自ら搬入、または運搬許可業者に依頼して搬入し、処理をする必要があります。また、資源化可能な物はリサイクル事業者に引き渡して下さい。

有価物（モノ）のみの引取りを除き、事業として廃棄物の運搬・処分を行う場合、許可を受けている必要があります。契約する際は、必ず許可の種類、範囲をご確認ください。詳細については一般廃棄物は塩尻市生活環境課まで、産業廃棄物は長野県松本地域振興局環境廃棄物対策課までお問い合わせください。

# 処理にあたっての注意点

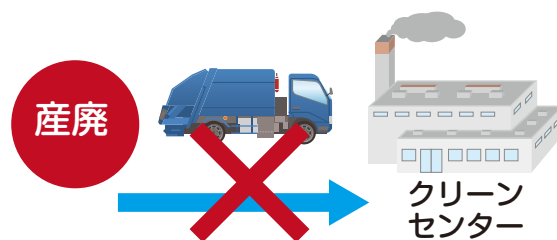
## 店舗兼住宅の場合

同一の建物から出たごみであっても、家庭系ごみ、産業廃棄物はそれぞれ分けて処理してください。



## 産業廃棄物を一般廃棄物として排出することはできません

産業廃棄物を家庭ごみの収集場所及び塩尻クリーンセンターに出すことはできません。排出した場合、不法投棄として廃棄物処理法第16条及び第25条により以下の罰則が科されます。



## 事業所から出る一般廃棄物の処理を委託する場合は市の許可業者へ

一般廃棄物の運搬・処分を事業として行うには市の許可が必要です。許可を受けた事業者へ委託しましょう。

業者名	電話番号
(株)塩尻美掃	0263-57-8558
(有)あすさ環境	0263-54-2284
塩尻環境保全(有)	0266-44-5353
(株)光商会 塩尻支店	0263-52-3992
(株)あすさ環境保全	0263-92-3225
(有)塩尻リサイクル	0263-85-2558
前田産業(株) 塩尻営業所	0263-52-2722
(有)住岡産業	0263-54-6010
(有)リプロシステム	0263-85-3701

## ごみの投棄・不法焼却は犯罪です


ごみをみだりに投棄し、又は焼却する行為は廃棄物処理法により禁じられており、違反した場合は**5年以下の懲役**もしくは**1,000万円以下の罰金**又はこれらが併科されます。





# 持込みでの処理方法

塩尻市内で生じた一般廃棄物の可燃物は、松塩地区広域施設組合の施設（松本クリーンセンター）にて共同で焼却されています。事業系一般廃棄物で、一回の排出量が50kg以下のものについては、同組合の中継施設（塩尻クリーンセンター）への自己搬入が可能です。

施設名	塩尻クリーンセンター	
所在地	塩尻市大字柿沢303番地	
受入日	平日、土曜日の午前中、祝日又は振替休日の月曜日 (祝日の土曜日はお休みです。) 【年末年始12月31日～1月3日はお休みです。】	
受入時間	午前8：30～午前11：45 午後1：00～午後4：30	
搬入可能物	事業系一般廃棄物で燃やすしかないもの (産業廃棄物、資源物は持込み不可)	
処理手数料	150円／10kg	
指定袋	規格:25L・45L・70L 使用が条例で義務付けられています。	
注意事項	塩尻市・朝日村にある事業所で排出された一般廃棄物に限ります。他者の廃棄物を請負って運んだり、区域外から搬入することは法律によって禁じられています。	
連絡先	電話：0263-56-2221 FAX:0263-56-2447	

# 家電品などの扱いについて

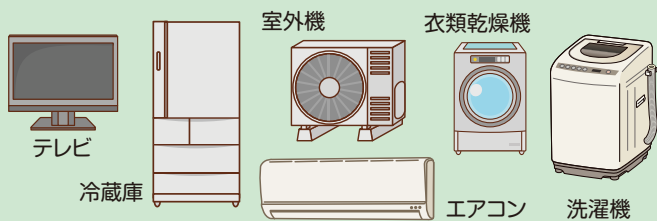
## 家庭用

テレビ・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・衣類乾燥機・エアコン（業務用規格を除く）は家電リサイクル法【特定家庭用機器再商品化法】により、リサイクルが義務付けられています。購入店、指定引取場所、産業廃棄物処理業者を通じて適切な処理をお願いします。

### 家電リサイクル法対象機器

テレビ・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機  
エアコン・衣類乾燥機

家電製品のリサイクルを目的とした「家電リサイクル法」により、消費者がリサイクル料金を負担し、販売店等に処理を依頼します。



家電リサイクルの対象品は、次のいずれかの方法で処理してください。

家電販売店に処理を依頼する場合	自分で指定引取場所へ持ち込む場合	県の許可業者に処理を依頼する場合
販売店へリサイクル料金と収集運搬料金の支払い	郵便局でリサイクル料金の支払い	許可業者へリサイクル料金と収集運搬料金の支払い
収集	下記の指定引取場所へ持参	収集

指定引取場所

花村産業(株) (松本市市場 5-26) ☎0263-26-3078 (問い合わせは庄内事業所)	平日 9:00~12:00 13:00~16:30
林金属工業(株)リサイクルセンター (岡谷市神明町 3-19-2) ☎0266-22-4888	平日・土 9:00~12:00 平日 13:00~17:00 土 13:00~16:00
日本通運(株) (松本市双葉 4-4) ☎0263-27-0836	平日 9:00~12:00 13:00~17:00

※なお、業務用電化製品（冷蔵・冷凍庫、エアコン等）は上記対象外となるため、産業廃棄物処理業者にお問合せください。

## パソコンのリサイクル

パソコンは、事業用・家庭用にかかわらず PC リサイクル法【資源有効利用促進法】により、リサイクルが義務付けられています。

各メーカー、パソコン3R推進協会、産業廃棄物処理業者を通じて適切な処理をお願いします。

### パソコン

対象機器：本体・ブラウン管・液晶ディスプレイ・キーボード



#### ■処理方法

- 各メーカー（販売元）又は販売店へお問い合わせください。
- お問い合わせ先やメーカーが不明の場合は、「一般社団法人パソコン3R推進協会」へお問い合わせください。  
☎03-5282-7685 FAX03-3233-6091 <https://www.pc3r.jp/>

# 食品廃棄物等の発生抑制の目標値

次の表に記載された業種を営む事業者（食品関連事業者等）は、食品リサイクル法に基づき定められた方針に従って、事業により排出される食品廃棄物の抑制に取り組むよう努めなければなりません。

掲載された目標値を超える場合は、堆肥化・飼料化を行う処理業者に委託するなど、生ごみとして排出しないよう、ご配慮ください。

特に外食産業に関しては、再生利用等実施率の目標値である50%を達成できるよう、排出量が目標値を下回る場合でも再利用に取り組んでいきましょう。

業種	業種区分	発生原単位の分母	目標値	
食品製造業	肉加工品製造業	売上高	113	kg/百万円
	牛乳・乳製品製造業	売上高	108	kg/百万円
	その他の畜産食料品製造業	製造数量	501	kg/t
	水産缶詰・瓶詰製造業	売上高	480	kg/百万円
	水産練製品製造業	売上高	227	kg/百万円
	野菜漬物製造業	売上高	668	kg/百万円
	味噌製造業	売上高	126	kg/百万円
	しょうゆ製造業	売上高	895	kg/百万円
	ソース製造業	製造数量	29.7	kg/t
	食酢製造業	売上高	252	kg/百万円
	パン製造業	売上高	166	kg/百万円
	菓子製造業	売上高	249	kg/百万円
	食用油脂加工業	製造数量	44.7	kg/t
	麺類製造業	売上高	192	kg/百万円
	豆腐・油揚げ製造業	売上高	2,005	kg/百万円
	冷凍調理食品製造業	売上高	317	kg/百万円
	そう菜製造業	売上高	211	kg/百万円
	すし・弁当・調理パン製造業	売上高	177	kg/百万円
	食品卸売業	食料・飲料卸売業（飲料を中心とするものに限る。）	製造数量	429
製造数量			421	kg/kl
食品小売業	各種食料品小売業	売上高	44.9	kg/百万円
	食肉小売業（卵、鳥肉を除く。）	売上高	40	kg/百万円
	菓子・パン小売業	売上高	76.1	kg/百万円
	コンビニエンスストア	売上高	44.1	kg/百万円
外食産業	食堂・レストラン（麺類を中心とするものを除く。）、居酒屋等	売上高	114	kg/百万円
	食堂・レストラン（麺類を中心とするものに限る。）	売上高	170	kg/百万円
	喫茶店、ファストフード店、その他の飲食店	売上高	83.3	kg/百万円
	持ち帰り・配達飲食サービス業（給食事業を除く。）	売上高	154	kg/百万円
	給食事業（学校、病院、福祉施設等）	売上高	278	kg/百万円
	結婚式場業	客数	0.826	kg/人
旅館業	客数	0.57	kg/人	